

業務連絡

2019年10月04日
JR東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No.4

2019年9月30日、支社会議室において「申」第4号について、組合側幹事と会社側幹事による業務委員会開催に向けた事前の打ち合わせを行いました。会社は、業務委員会を拒否しました。

JR東海労幹関西地「申」第4号
2019年8月2日

大阪交番検査車両所「8月分年休発給」に関する申し入れ

大阪交番検査車両所で7月25日に「8月分の勤務予定表」が発表されたが、人間ドックや通院などの理由で年休申請した一部の社員を除いてほとんど年休が発給されていない。年休抽選が1番の社員も発給されておらず今までにこんな極端ケースはない。

よって以下の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

1. 大交所の8月分の「勤務指定」でなぜ「年休発給」が少ないのか理由を明らかにすること。

【会社回答】

要員の配置については年休取得も考慮して行っている。

ただし、業務波動や社員個々の時季指定の状況等により、時期によっては年休を取得しづらい場合もあり得る。

2. 年休発給に向け「勤務操配」などの努力をするよう現場を指導すること。少なくとも年休抽選が1番の社員には「勤務指定」の段階で発給すること。

【会社回答】

同上

3. 「時季変更」した場合は、理由を明確にし本人に伝えること。

【会社回答】

時季変更権を行使する理由は、労基法に規定されている通りで、事業の正常な運営を妨げるからである。

以上